

ヨーロッパの言語スタンダードと イタリア北東部の言語状況について

山本真司

0. はじめに

1. イタリアの言語背景
2. イタリア北東部の言語状況
3. フリウリ語とヴェネト方言^[6]
4. フリウリ語に関する言語政策の根拠・背景
5. 内なる多言語主義
6. 言語スタンダードとフリウリ語 – 特に CEFR について
7. まとめ

0. はじめに

イタリアの言語状況は、共通語である「イタリア語」に加えて、おびただしい種類の地方的なあるいは局地的な言語（「方言」や「少数民族」の言語など）の存在していることを顕著な特徴とする。本稿では、これらの地方的な言語現実が現在どのような局面を迎えているか、また、「ヨーロッパ共通言語枠組み」CEFR（イタリア語では QCEF – Quadro Comune di Riferimento Europeo – となるが、本稿では便宜的に英語読みの CEFR で統一しておく）などのヨーロッパの新しい言語スタンダードをどのように生き残りまたさらなる発展のための戦略に取り入れているか、考察を行ないたい。

地方ごと、言語ごとに異なる状況のすべてを取り上げることは困難なので、モデルケースとして、方言学・社会言語学の分野でたびたび取り上げられる、イタリア北東部を取り上げたいと思う。

以下の考察は、筆者が以前より行ってきた研究と、本科研プロジェクトの一環として2006年11月下旬から12月はじめにかけてイタリアでおこなった約二週間の調査の結果に基づいている。フリウリ地方の中心地であるウディネの大学と言語に関するさまざまな研究・行政機関、およびヴェネト地方の学都であるパドヴァの大学の（イタリア北東部地域の言語状況の研究で有名な）言語学研究所および言語教育センターを訪れ、関係者にインタビューを行なったものである。

1. イタリアの言語背景

イタリアの言語状況は、1999年に成立した「歴史的少数言語保護法」（以下「保護法」とする）以降、新たな局面を迎えたと言えよう。しかし、実は、「少数言語」は、概念規定上、また政策立案上、少なからぬ問題を孕んでいる。本稿ではこの点の理解を深いたいと思っているが、その手始めとしてイタリアの言語状況を歴史的な観点も交えて概観しておきたい。

統一国家としてのイタリア王国が成立するのは19世紀も半ばを過ぎてのことであるが、この国家的統一は社会的・文化的な意味での実質的な国民統合を伴わずに行われた。統一運動の主義者にとっては、統一イタリアは、(ローマ帝国たる「皇帝のローマ」、教会に象徴される「教皇のローマ」に続く)「人民のローマ」であるはずであったが、実際には、イタリア統一運動は、都市部の経済的に余裕のある市民を中心にした「ブルジョワ革命」であり、イタリア人としての一体感は、国民の大部分には浸透していなかった。

周知のごとく、長いこと政治的・社会的統一を欠いていたイタリアにおいては、唯一の文化的中心地というものも存在せず、それぞれの地方が独自の文化を発展させた。そのもっとも顕著なものが、おびただしい数の地方語(主に「方言」と呼ばれる)・少数言語の存在である。言語的多様性と国民統合のあいだでどのように折り合いをつけるかは、大きな問題であった。

いわゆる「イタリア語」というのは、ルネッサンス時代に経済的・文化的繁栄を誇ったトスカーナ地方の言語「トスカーナ語」が、イタリアの知識人たちの間に、文学・学問における共通語として広まったものである。ところが、各地には、既にそれ以前から行われていた、その地方特有の言語が存在していた。これらの地方語(言語の規模によっては「ローカルな局地的言語」という事もできるだろう)の大部分は、トスカーナ語と同じくロマンス系の(つまりラテン語から派生した)言語であるが、トスカーナ語が共通語となるにつれて、「方言」*dialetti* と呼ばれるようになっていく。したがって、イタリアでは、(たとえば日本語と方言の関係とは異なり)方言はイタリア語の変種ではなく、イタリア語と平行して存在してきた言語である。さらに、イタリア語と方言、また方言同士の間隔は、多くの場合、イタリア語と「外国語」たるロマンス語(ポルトガル語、スペイン語、フランス語 etc.)との間隔と同じぐらいか、それ以上に大きい。

「方言」のほかに、イタリア各地には、イタリアの外から入ってきた、ドイツ語、スロヴェニア語、アルバニア語などの非ロマンス系の言語を話す、「少数民族」の共同体も存在する。これらは、かつては「異言語者」*alloglotti* と呼ばれたが、そこにこめられていた差別的な響きのために、現在ではこの語で呼ばれることを拒否する話者もいる。

統一イタリア王国成立当初、共通語として国民統合のしるし・要であるはずの「イタリア語」は、これを日常的な使用言語とするのは国民の数パーセントに過ぎなかった。国民の大部分にとっては、これはほとんど「外国語」^[1] に等しいものであった。これが、国民全体にとって本当に日常的に使う言語となったのは、20世紀も終盤に入った80年代からのことである。

いまや共通語「イタリア語」は国民全体に広まったが、「方言」や「少数民族」の言語などの地方語をどうするかについては、まだ国民全体のコンセンサスが出来上がっていない。実は、「保護法」のような「少数言語の保護・育成」のための法制度は、複雑なイタリアの言語状況の、ごく一部、多くは比較的事態が明瞭なケースをカバーしているに過ぎないのである。

非ロマンス系の言語を話す、いわゆる「少数民族」の場合、イタリア語との系統的關係が遠いため、独特の言語集団であることは明瞭であり、それを特別に保護することも比較的容易に正当化できると思われる。また、国境を超えた「共通語」あるいは「標準語」の文化を持っている集団の場合、そのような標準語の文化へ参加が、その集団のアイデンティティを支えるものとなり得るが、この場合にも、そのような参加に必要な準備、つまり、標準語による教育を保証することが肝要であることは容易にわかるであろう。

概念規定上また政策上、より難しい問題が生じるのは、イタリア語と同じ「ロマンス系」で、国境を超えた「標準語」の共同体を持たないような言語の場合である。「保護法」は、そのような諸言語のうちのいくつかのみを「少数言語」として法律の保護の対象とすることを宣言し、その他の言語、つまり「方言」は、この法律の適応の対象外に置かれた。実は、言語研究者の間では、このような「方言」と「少数言語」との区別を立てることに、現在に至るまで異議を唱える声が絶えない。

パドヴァ大学ラディン語講座主任教授 Laura Vanelli もそのような異議を唱える研究者の一人である。「ラディン語」(イタリア国外では、普通、「レト＝ロマンス語」と呼ばれる)も法律で少数言語として認定された言語であるが、パドヴァ大学におけるラディン語研究は、言語の系統および構造上の特徴という観点からは、「方言」を「少数言語」から区別する言語科学上の必然性が存在しないことを明らかにしてきた。少なくとも、「レト・ロマンス系言語」と「イタリア諸方言」を比べると、前者とイタリア語の差は、後者とイタリア語との差に比べて、決定的に大きいわけではない。

この議論を逆方向から見ると、言語構造の独自性という点からすれば、「方言」も立派な「少数言語」である、ということになる。ならばこれを保護・育成の対象として見ないのは不備ではないか、という論が、少数言語保護法に対する反論のひとつとして成り立ち得

る（たとえば、フリウリ語作家 Carlo Sgorlon も、かつてはこの意見に近い立場に立っていた）。実は、Vanelli によれば、当初の案では、この法律は「少数言語の保護」ではなく「地方語・方言の尊重」を目指したものであったらしい。つまり、広く一般的な意味での、イタリア各地の文化的・言語的な地方差を尊重しよう、という趣旨のものであった（少数言語と呼ばれる言語についてもこの地方文化尊重の精神の枠内で扱おうとするということらしい）。

では、なぜ、このようにイタリアの現実と幾分なりともかけ離れた法律が出来上がってしまったのであろうか。

筆者には、世界的に有名になった「言語的少数集団（マイノリティ）」*minoranza linguistica* という概念・モデルを、やや強引にイタリアに当てはめたゆえのひずみがここに現れているように思える。「言語的マイノリティ」という言い方が、最初に、いつ、どの言語に言及して用いられたのかは寡聞にして知らないが、（マジョリティに対する）マイノリティという言い方自体が、圧倒的な社会的力を持つ多数者に対する少数者という響きがして、イタリアの、おびただしい数の少数者のグループが寄り集まったような状況は想定していなかったのではないだろうか。

これに関して思い出されるのが、筆者も参加した、1989年にフリウリで行われた「欧州少数言語事務局」EBLUL 主催の国際会議における出来事である。興味深いことに、この会議では、「マイノリティ」という概念には問題がある（なぜなら数の上で多いか少ないかではなく誰が権力を握っているのかが問題なのだから）ので、使わないほうがよい、という意見が優勢になったのである。そして、締めくくりに提出された「言語的マイノリティの保護を求める決議」には真っ先に反対動議さえ提出されたのであった。

また、少数言語の保護の法的基礎として引き合いに出されるイタリア共和国憲法 6 条^[2]は、実は、当時、国境の策定をめぐる国際的にまた外交政策で問題になったケースを主に念頭に置いているのではないかという印象を受ける（たとえばドイツ語話者を抱える南チロル、スロヴェニア語話者が存在するヴェネツィア・ジュリア、など）。だとすれば、これはむしろイタリアの中ではむしろ特殊なケースであり、これに基づいてイタリアの言語問題一般を論じることができないのは当然とも言える。

イタリアにおける「少数言語」の概念に関して、もっとも穏当な見方は、次のようなものであろう：現在のリストは暫定的なものに過ぎない、今までに「名乗りをあげた」言語がとりあえず載せられているだけである、当事者が望み行動を起こせばまた新たな言葉が「方言」から「言語」に格上げされてマイノリティのリストに加わることも可能だ、ただし、これは言語の科学的な分類についての問題ではなく、その政治的な取り扱いの問題に

過ぎないのだ、と。

2. イタリア北東部の言語状況

ここで言うイタリア北東部とは、ごく大雑把に言えば、行政区分名で言うと、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア自治州^[3]、ヴェネト州^[4]、トレンティーノ＝アルト・アディジェ自治州（特に南部のトレント県地域）に相当する地域である。

イタリア北東部は、従来はヴェネツィア三州とも呼ばれ、言語的にはヴェネト方言が優勢な地域であり、文化的・社会的にはヴェネツィア共和国の傘下に置かれその影響を蒙ってきた地域である。この地方は、パドヴァ大学で歴史言語学・方言学の分野で活躍した Giovan Battista Pellegrini 教授が、この地方の言語状況に基づいた言語モデルを提案してから、イタリアの言語状況のモデルケースとして、頻繁に取り上げられてきた。

このモデルは、イタリア人の言語活動を、イタリア語標準語、方言の影響を受けた地方的イタリア語、それぞれの土地のローカルな方言、ローカルな特徴の多くを脱ぎ去ってより広い地域での通用性を指向するような地域的方言（あるいは地域的コイナー）、の4つを極として、その間に存在する無数のヴァリエーションからなる連続体として捕らえるものである。

ヴェネト方言の話者は、自分の地元（集落、村、市、さらに広くは県）の、独自の特徴を持った固有の方言を話す一方、広くヴェネト方言地域全体がひとつの言語圏であるという意識も共有している。事実、ヴェネト方言を話せば、アルプスからアドリア海沿岸にいたる広範な地域で、きちんと話が通じるのである。自分のとは幾分異なった特徴を持つ方言の話者とも、意識的・無意識的に、相手にわかりにくいと思われるような語彙や形態を別のもので置き換えるなどして、言わば相手に歩みより、できるだけ方言でコミュニケーションを行なおうとする傾向が見られるのである。

このような言語的統一性、また、言語意識上での一体感の形成に貢献したのは、ヴェネツィア共和国の支配である。ヴェネツィアの支配下に置かれた諸都市においては、ヴェネツィア方言の影響を受けて、よりローカルな特徴の少ない、都市風の方言が形成されるに至り、その影響は次第にその周りの農村部にまで浸透していった。

さて、イタリア北東部には、もうひとつ有力な地方語が存在する。それがフリウリ地方の固有の言葉、フリウリ語である。フリウリ地方は、1420年からナポレオン侵攻まで、ヴェネツィア共和国の一部をなしてはいたのだが、この固有の言語の存在のため、ヴェネト地方ほどにはその影響は深く及ばなかった。都市の住民のあいだでは、ヴェネツィア風の方言が広まるにいたったが、それは農村部には浸透せず、フリウリ地方は、ヴェネト方言

圏とは異なった、別個の言語圏として残ったのである。

また、本稿では詳しく扱わないが、イタリア北東部は、オーストリア、スロヴェニアと境を接し、ドイツ語系、スロヴェニア語系の方言を話す住民も住んでおり（さらに北に範囲を広げてもともとドイツ語話者が多数を占めていたボルツァーノ県まで含めると、ドイツ語話者の数はかなりの数に上る）^[5]、また、ドイツ語圏とヴェネト方言圏の間には、イタリア語と同じロマンス系ながらその位置づけをめぐって議論があるラディン語諸方言が存在するなど、全体としてはかなり複雑な言語状況を呈している。

このように、イタリア北東部は、イタリア語と地方語という2つの現実を生きてきたイタリア人の言語生活の典型をなす一方、他方では、典型的な少数言語の現実をも含むという、非常に興味深い状況を呈している。イタリア語の側からも、地方的・局地的な言語現実の側からも、イタリアにおける言語的モデルケースとして、注目に値するゆえんである。

3. フリウリ語とヴェネト方言^[6]

フリウリ語とヴェネト方言は、イタリア語とは異なった独自の言語特徴を持ち、ある程度の広さの通用範囲があり、コイナー形成の傾向を示すなど、典型的なイタリアの地方語であるという点では、よく似ていると言える。しかし、社会的ステータス・位置づけの点で、対照的な違いを示しているのである。

フリウリ語は、長い間、どちらかと素朴な「田舎言葉」で、多くの場合、経済的に貧しい下層階級のもの、という位置づけがなされてきた。そのため、たびたび、イタリア語の能力の欠如・貧弱さ、教育の無さと結び付けられて考えられ、上流階級は、イタリア語やヴェネト方言の使用を好む傾向があった。当然、フリウリ語の使用は、家庭や私的な生活の場面に限られ、公式の、改まった場面で使われる言葉はイタリア語であった。そのため、フリウリ語を捨ててイタリア語に移行することが社会的上昇につながるとの考えも強く、子供にはイタリア語のみを教えようとする親もいた。

まさにそのような社会通念が存在するがゆえに、フリウリ語の復権を主張するさまざまな運動が行われてきた。また、フリウリ語を使う権利を法律によって保証し、具体的な政策によってフリウリ語を保護・育成しなければならないとの考えも生まれたのである。

それに対して、ヴェネト方言は、教養の程度や経済的な差などとあまり関係なく、あらゆる社会階級によって話され、その使用は生活上のあらゆる場面に及んでいる。また、書き言葉と優れた文学の伝統を有している。したがって、ヴェネト方言圏では、方言の使用は、それ自体は特に恥ずかしいことであるという通念は必ずしもなかった。人々はごく自然に — 誰の許可も法律の後ろ盾も得る必要なく — 当然のこととして、ヴェネト方言を

自分たちの言語として使い続けてきたのであった。

自分たちの言語を政治的に公認させ、それを使う権利を法律に明記させようとする運動も — たとえばヴェネト同盟 *Liga Veneta* のそれ — まったく存在しなかったわけではなかったが、社会の大多数をコンセンサスを得るには至らなかった（なお、ヴェネト同盟は、後に北部同盟に加わり、その限りにおいては政治的に有力な勢力となったが、その政策は文化的・言語的というより、社会的・経済的な側面のほうが強くなっている）。

20世紀後半の言語状況は、ヴェネト方言は社会的にも強い勢力を持った有力な言語であるのに対し、フリウリ語は、イタリア語の進出の前に弱体化しつつあり将来を危ぶまれる、という状況であった：「フリウリ方言 ... は俚諺化してイタリア標準語に駆逐されつつあり、...」（富盛伸夫「連載レト・ロマン語入門（1）」大修館『月刊 言語』1980年）。しかし、今では状況は逆転しつつあると言えるかもしれない。

フリウリ語は、「歴史的な少数言語」として法律的に公認され、フリウリ語の再評価を謳うキャンペーンが大々的に繰り広げられ、役所、議会、学校など公的な場においてもその使用を保証・促進する政策が進行しつつある（それらが、本当に大衆を巻き込む、社会に根ざした運動になっているかは別の問題であろう）。ただし、「保護法」成立から未だ10年も経っていない現在、これらの政策の成果を歴史的に評価するにはまだ早すぎるであろう。

一方、ヴェネト方言は、農村部などで、また、中高年層の世代の間では、まだ根強く生き残っているとは言えるものの、都市部では、そしてとりわけ若い人々の間では、以前に比べて使われる度合いがずっと少なくなり、その勢力の後退は誰の目にも明らかである。今回の調査旅行でパドヴァに滞在した間にも、その様子を、日々、町のあらゆるところで観察することができた。

これは、かつてはごく改まった場で使われる「よそいきの言葉」であったイタリア語が、今日、生活のあらゆる場で使用しうる本当に大衆的な言語となったことと表裏一体の関係にある。方言を放棄するように促すような強力な政治的圧力がなかったわけではない。かつて、ごく自然に方言を話していた人々は、同じように自然と方言を話すことがだんだん少なくなってきたのである。とは言え、フリウリ語がようやく獲得したような、法律的・政治的な後ろ盾がヴェネト方言には欠けていることが、このような方言の衰退と全く無関係とは言えないであろう。

4. フリウリ語に関する言語政策の根拠・背景

少数言語の保護を謳ったイタリア共和国憲法第6条（1948年）と、その実行のための「保

護法」が成立した 1999 年 12 月の間にはかなりの年数が経過していることを考えると、その間、有効な政策は何もなされなかったのか、という疑問が生じるかもしれない。

ほかの少数言語のことはさておき、フリウリ語をめぐる政治的状況は、1990 年代に入ってから急速な変化を遂げた。その間、フリウリの言語政策は、共和国のレベルとは別のところ、汎ヨーロッパなレベルに、法的根拠が求められてきた。

1992 年にヨーロッパ地方言語・少数言語憲章が欧州議会で採択されると、その内容を受けて、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア自治州では、「少数言語保護に関する州法」(1996 年)が定められ、フリウリ語の保護・育成のための政策が本格的に開始されたのであった。つまり、多言語主義というヨーロッパのスタンダードは、フリウリ語の保護・育成の政策に根拠を与える、重要な大義名分となってきたのである。

フリウリのヨーロッパの言語的スタンダードへと向けるまなざしは、長い歴史を持っており、ウディネ大学において、すでに「敷居レベル」 Livello Soglia (イタリア版は 1981 年)から関係文書のフリウリ語への翻訳、またその言語教育への応用などが行われてきた。その主体は、主に Silvana Schiava Fachin 教授を中心とした教育学関係の研究室のグループであるが、このグループは最近の「言語共通枠組み」/「言語ポートフォリオ」にいたるまで、ヨーロッパの言語的スタンダードをフリウリ語の分野において紹介・定着させるための作業を続けている。

実は、既に旧ヨーロッパ共同体は、イタリア政府に先駆けて、フリウリ語を少数言語として認め、さまざまな形で財政的な援助などを行なっていた。そのような意味では、自らをヨーロッパ内における「少数言語」として認めさせたこと（先に見たようにこの概念には決して無視できない問題があるにもかかわらず）が、ヨーロッパの言語スタンダードのフリウリ語への適応のうち、(政治を具体的に動かしたという意味では)最初にして最大の成功と言えるかも知れない。

5. 内なる多言語主義

フリウリで言語政策の論理的根拠として受け入れられたヨーロッパ的言語スタンダードのもうひとつの例は、「多言語主義」である。

「多言語」的社会と言うと、日本人が思い浮かべるのは、国と国の間の行き来が頻繁になって異なった言語を話す人たちの間での接触が多くなる、あるいは、外国から多くの人たちが移り住んできて、今までは身近ではなかった言語を話す人々との付き合いが多くなる、というようなイメージかも知れない。身近な事例としては、本学の「東京外国語大学多言語・多文化教育センター」また、「add-on program『多言語・多文化社会入門』」などの

場合の「多言語・多文化」はこのニュアンスに近いようである。

イタリア（フリウリ地方）で作られたアニメ映画「小さな人たち」 *Omenuts* は、一見したところ、まさにこのような意味での「多文化社会」に関する啓蒙を目指した作品であるように見える。この作品の中で、主人公として現れるのは、フリウリ人と思われる女の子 *Bete* と、その友人たちである、ヨーロッパ系、黒人アフリカ系、東洋系（中国系？）など、さまざまな出自の子供たちである。

しかし、この作品には、もうひとつ、別の種類の「多言語・多文化」の意味が込められている。それを理解する鍵となるコメントをパドヴァ大学言語教育学担当の *Loredana Corrà* 教授からいただいた。それは「CEFR は「外国語教育」のため（だけ）ではなくて、「多言語主義」 *multilinguismo* のための道具でもある」というものである。つまり、外国また外国人とのやり取りのための言語習得だけの問題ではない、というわけである。

実は、「小さな人たち」において主人公の子供たちは、イタリア語ではなくて、フリウリ語を話している。2-30年前であったら、このような教材では、ほぼ確実にイタリア語が使われたであろうと思う。これは、フリウリ語が、かつてなかったような社会的地位を獲得しつつあることを示している。先に見たように、とりわけイタリア王国への併合以来、イタリア語の習得・使用の必要性が前面に押し出され、フリウリ語使用の権利に関する議論は隅に押しやられがちという時代が、長く続いたのである。

そのような状況にあって、フリウリ語の権利の確立・回復を目指すさまざまな運動が、近年になって注目するようになったのが、ヨーロッパ統合における多言語主義である。

多くの国・民族がひとつの政治的・経済的単位に統合されるには、複数の言語集団が相互に調整を図りつつ共存していかなければならない。そのような多くの言語のひとつとして、フリウリ語も、その権利を認められるべきではないか、という主張である。つまり、「イタリア語を話すイタリア」のメンバーとしてイタリア語をいわば金科玉条に奉っていく生き方から、「複数の言語を話すヨーロッパ」のメンバーとしてフリウリ語も大事にしていこう、という生き方への転換である。

ただし、ここでは、多くの国の人たちの集まりとしての多言語状態から、イタリアの中における複数の言語の共存、または、話者の中におけるイタリア語と少数言語の共存、という方向へと視点が移っている。これは、いわば「内なる多言語主義」とでも言うものではないだろうか。あるいは、内なる多言語状態を、ヨーロッパの多言語状態へと意識を移すことによって、再評価・再確認しようとしているのだ、とさえいえるだろうか。

6. 言語スタンダードとフリウリ語 – 特に CEFR について

このようにして、ヨーロッパの言語スタンダードを言語政策のストラテジーの一部として取り入れてきたフリウリであるが、その認識はフリウリの人々、特に言語に関する職務に携わっている人々の間にどれぐらい浸透しているのでしょうか。特に、本科研プロジェクトの中心テーマでもある、「言語共通枠組み」CEFR についてはどうでしょうか。

まず、この地方に限らず、一般に大学のイタリア語教育関係者の間では CEFR についての認識およびその言語教育の場での応用は、もはや常識となりつつあるようである。学習到達レベルを、CEFR にしたがって A1 から C2 まで分類して表わすことや、言語ポートフォリオを学習者に活用させることなど、大学ではごく普通となりつつある。これは、イタリア留学から帰ってきた本学の交換留学生諸君の話からも確認できる（筆者は、学内において、国際交流担当の教員の一人として、留学志望学生の指導・サポートにあたっている）。また、CEFR に準拠したイタリア語能力検定試験も、CILS（シエーナ、ペルージャなどの外国人大学が中心になって行っている）、PLIDA（ローマ大学およびダンテ・アリギエーリ協会が共同で行っている）など複数種類存在し、そのうちのいくつかは日本でも受験可能である（ちなみに、わが国の日本イタリア語検定協会が行っている実用イタリア語検定試験は、さまざまな理由から、CEFR には準拠しておらず、また、その性格も、想定される受験者の必要・要請に応じて、学習検定的な色合いが強いのとなっている）。

そのようなヨーロッパスタンダードに準拠した（外国人に対する）イタリア語教育が大規模に行なわれているのが大学の言語研修施設である。パドヴァ大学の言語教育センターの話によると、中国との学生交流促進計画であるマルコ・ポーロプロジェクトにより、現在、イタリアの大学にはおびただしい数の中国人の学生が学んでおり、しかも、その多くは、まったくイタリア語を知らないまま入学してくるのだそうである（通常、イタリアの大学はイタリア語を全く知らない外国人学生は受け入れない制度になっている^[7]）のだが、同プロジェクトの規定にもとづいて、言わば例外的に行われている受け入れらしい）。

大量の学生に全くの初歩からイタリア語を教えるという課題を突然突きつけられた関係者の苦労は想像するに余りあるが、これを別の観点から見れば、ヨーロッパ的観点から創案された言語教育の仕組みが、別の言語・文化圏の学習者についてもどれだけ有効に機能するか、言わば大規模な検証実験が行われているに等しいわけで、そこからは科学的・教育学的に興味深い、示唆的な結果が出てくることが期待されよう。

大学の外では、今回の調査旅行で見聞きした限りにおいては、CEFR についての知識の普及度は今ひとつであるように見えた。ウディネで外資系のオーストリア銀行の支店に勤めている、Stefano Zuliani 氏は、人事関係の仕事で、おびただしい数の履歴書に目を通し

てきたというが、いまだかつて、CEFR の基準で自分の語学力を申告してきた人の例を知らないし、また、銀行でもそのような記述を履歴書の提出者に求めたことも無い、と言う。履歴書などにおける語学力評価は、「初心者」「中級」「上級」などの一般的な表現によることがまだまだ多いようである。

鉄道の駅、特に国際列車の乗り入れがある場所では、アナウンスも、イタリア語に加えて、ドイツ語、フランス語、英語などで行われるようになったが、駅員の語学教育や言語能力認定制度はどうなっているのか、ウディネ駅で質問してみた。その答えによると、ある程度以上の外国語能力^[8]を持つ職員については、その能力を認定し職務に生かす（接客など）制度があるようではあるが、その認定はいまだ CEFR のような明確な基準によるものではないようである（係りの人は、目安を「学校で学んだ程度の」*scolastico* 語学力と表現していた）。

今回の現地視察では、フリウリ語については、多くの取り組みが盛んに行なわれている一方、言語教育・認定制度がまだ整備の途上にあり、多くの困難を伴っているさまを見ることが出来た。それは、ヨーロッパスタンダードについていく上での問題もあるが、何よりもまず、フリウリ語を、世界の国々でひとつの国家の言語として機能している諸言語と同じような、社会生活のあらゆる場面で使用することが可能な言語に仕立てていくという、フリウリ語の歴史でかつてなかった試みに取り組むゆえの困難であるように思える。

たとえば、数年前から導入された義務教育課程におけるフリウリ語の教育について状況を学童の父兄たちに聞いてみると、小学校などでは学校教育にどのようにまたどの程度フリウリ語を導入するかは、保護者の意向を受けての学区ごとの決定に任されているようで、フリウリ語の授業と言ったものを全く体験していない児童も少なからずいること（つまり保護者がそれを特に希望していないと言うこと）が確認できた。

また、教育制度が効果的に機能するためには、教員の育成がきちんと行われることが必要で、そのための資格認定の基準・仕組みが重要になってくるが、フリウリ語の場合、CEFR やその他のヨーロッパスタンダードに準拠した言語認定制度が普及していないのみならず、共同体全体のコンセンサスが十分に確立していないために様々な問題が生じていることが伺えた。具体的に列挙すると：

(1) **標準語の問題** フリウリ語はおびただしい数の方言に分かれており、それは音声から文法、語彙にいたるまで現れる。しかし、フリウリ語の公的使用には統一された言語が言語が必要であると言うので、行政主導でひとつの標準フリウリ語が導入された（この標準語の策定も、余りにも短時間で、そして科学的に言えば恣意的に、行われた感があるが、それはここでは詳しくは触れない）が、そもそもフリウリ語の読み書きなるものを学んで

こなかったフリウリ人の大多数は、このような標準語を知らない。もしこのような標準語を習得していることがフリウリ語能力を公的に認定してもらうための必須条件とするならば、多くのフリウリ人にはその資格が無い、ということになってしまう。

また、生得の方言の干渉を受けながら標準語を運用するのは必ずしも容易なことではない。場合によっては、母語話者よりも外国人のほうがより標準に近い言語を話せる、ということが起こりえる。既に、フリウリ語の教育現場では、講習会などでフリウリ語を学んだフリウリ語を母語としない教員が、フリウリ語ネイティブスピーカーの同僚よりも優先的にフリウリ語の授業を委ねられることがある、という事態も起こっている。

このような事態について、フリウリ社会に十分に溶け込んでいない^[9] 人に、標準語の文法（それはフリウリ語の現実のほんの一部に過ぎない）を知っていると言うだけで、児童の文化的アイデンティティ形成に重要な意味を持つこのような授業を任せていいのか、という疑問を呈する人もいる（もちろん、しかるべき努力をした人が正当な評価を受ける権利を持つことは当然だが）。

(2) **言語能力の偏り** CEFR などヨーロッパの言語スタンダードは、生活のあらゆる場面・用途に用いられる言語を想定しているようである。しかし、(少なくとも正式なフリウリ語教育導入以前の世代の人々にとっては)、フリウリ語は圧倒的に口語的使用の言語であり^[10]、フリウリ語を書くあるいはフリウリ語で読むという訓練を受けていない人は多い。CEFR のフリウリ語への応用について尋ねられて「話す力は C2 でも書くのは A1 だったらどうする」と答えた、「フリウリ文献学会」SFF の会長の言はこの状況を踏まえている。

(3) **旧制度と新制度の調和** 現代のフリウリ語教育は、政府行政ではなく、民間のボランティアの手によって始められた。古くは「フリウリ自由学校」*Scuele libare furlane* (50年代)、最近では、SFF の「実用フリウリ語コース」*Cors pratic di lenghe furlane* や、「第三年代大学」*Università della Terza Età* のフリウリ語授業などが挙げられる。

特に、SFF のコースは、フリウリ各地に多数の分校を持ち、多くの修了者を送り出してきた。また、それらの修了者は、SFF 認定のフリウリ語教師としてこれらのコースで教えるよう派遣され、こうして、フリウリ語教育のための教師養成機関としての役割も果たしてきたのであった。

SFF の教師は、言わば私的な文化活動指導員といった位置づけであるが、これに何らかの公的な「お墨付き」を与えるようにとの要請が、行政当局に対して、たびたびなされてきた。これはまだ解決を見ていない問題だが、フリウリ語の義務教育課程への導入以後は、そのような小中学校での教職との関連をどうするかという問題を含めて、新たな様相を呈してきている。

教員免許所持者とこれらの私的な文化指導員を同列に扱うのは、確かに法律的に問題があるであろう。また、受けた教育の内容の問題もある。SSF のコースは、標準フリウリ語「コイナー」の読み書きプラス歴史・文化の勉強といったもので、フリウリ文化やフリウリ語に対する意識を高めるような、啓蒙的な性格も強く持つものである。したがって、このコースの修了者は、専門的な意味での言語教育法や教育学についての訓練・教育を受けているわけではない(そして恐らく CEFR などのヨーロッパの言語スタンダードについての講義もコースには含まれてはいない)^[11] のである。

しかし、私的な養成コースとはいえ、その修了者は貴重な人材であることは確かであるから、その質の向上を図りつつ、より有効な活用を目指すべきではあろう。

7. まとめ

汎ヨーロッパ的な見地に立って、フリウリ語の権利を主張しその生き残りをはかるといふ戦略は、その発想はあながちまちがっていたわけではないし、政治的・経済的な後ろ盾をもった政策を行なうことを可能にしたという意味では、ある程度成功したと言えるであろう。しかし、より具体的にヨーロッパの言語スタンダードを導入するとなると、さまざまな問題があることがわかる。いや、むしろ、それは、言語にスタンダードなるものを人為的に導入することそのものの難しさと言えるかも知れない。

世界には均質化された「標準語」も書き言葉の伝統を知らない言語も数多く存在し(むしろその方が多い)、言語の限定された用法(場合によって他の言語と使い分ける)つまり複数言語併用を行なっている社会は珍しくない。にもかかわらず、統一ヨーロッパが定めた言語スタンダードが、もっぱら、均質化された標準語と書記伝統を備え、生活のあらゆる場面で用いられるような言語を想定しているのは、言語についての(そしてひいては人間の)権利を考える上では、思想的な限界であると言えるであろう(もちろん、理想と現実には常に乖離が存在するものであるから、常に思想的な限界がただちに政策立案上の欠陥となるとは言えないであろう)。

ある言語の生き残りを図るには、何よりもまず、その話者が自らの言語の価値を再認識し障害や劣等感なしにその言語を使うことができるようにすることが必要であろう。何らかの形で言語的なスタンダードを導入することは必要かも知れない。しかし、もしそれについていけないことで話者が引け目を感じることになれば、逆効果ではなからうか。好ましくない事態を避けるためにも、適切な言語教育によるサポートがますます重要になってくると思われる。

注

- [1] 本稿には、「外国の」とか「外国人(の)」という表現が何度か出てくるが、これらに対応するヨーロッパ諸語の表現(イタリア語の *straniero*、フリウリ語の *forest* など)には、国家としての「国」に言及する要素は含まれておらず、むしろ広い意味での「よそ者の」「部外者、外来者」に言及する意味を持つことに注意しておきたい。
- [2] 「共和国は、適切な規則を持って言語的マイノリティを保護する」*La Repubblica tutela con apposite norme le minoranze linguistiche.*
- [3] 狭義のフリウリ地方は、このうち、現在フリウリ語が行われている、ポルデノーネ、ウディネ、ゴリツィア、の3つの県の地域からなる。
- [4] これは、文化的・地理的な意味での「ヴェネト地方」とほぼ重なる。ただし、その中のヴェネツィア県はフリウリ地方の一部を含む。
- [5] ただし、ボルツァーノ県(ほぼ「南チロル」と同じ地域)がイタリア領になったのは、第一次世界大戦後の国境変更によるものであり、何世紀も前から「イタリア文化圏」に多少とも抱合されていたコミュニティとは、イタリアへの帰属に至る経緯も、そのあり方も、かなり異なると言わねばならないであろう。
- [6] 先に述べたように、フリウリの地方語をフリウリ「語」とし、ヴェネトのそれをヴェネト「方言」とするのは言語学的根拠は無いが、ここでは慣用に従うものとする。
- [7] 通常は入学に際してイタリア語の試験が課される。
- [8] ちなみに、鉄道は全国的な機関であるので、地域的・局地的な現実にかかわる「保護法」の適用は受けず、地方語に対する対応は義務付けられてはいないそうである。
- [9] フリウリ人は、外来者に対して容易に胸襟を開かず、新来者を容易には受け入れない人々である、としばしば言われる。筆者の個人的な体験からも、この評判はある程度本当であると思う。そのような意味では、これらの人々がフリウリに溶け込むのに困難を覚えるとすれば、当然、責任はフリウリ人の側にもあると言うべきであろう。
- [10] フリウリ語に書き言葉の伝統が全く欠けている、と言うわけではない。教会におけるカテキスムスの教授やアルマナックなどのコルポルタージュの文学においてフリウリ語にも一種の書き言葉が形成されてきたことが知られているが、この書き言葉は用途が限られたものであり、またその限られた伝統でさえ、統一イタリア成立後のイタリア語中心の言語政策のゆえに、必ずしも十分に受け継がれてきたわけではない。
- [11] もちろん、個別に見れば、これらの修了者の中には教員免状をもって学校で教えている現役の教員も、先に触れた、フリウリ大学の、ヨーロッパスタンダードについて取り組んでいるグループのメンバーである人もいる。

インタビューにご協力いただいた方々（順不同、肩書き・所属名の日本語訳は暫定的なもの）

フリウリ文献学会ディレクター Medeot Feliciano 氏

フリウリ文献学会 フリウリ語コース教員グループ

ウディネ県言語政策事務所 Wiliam Cisilino 氏

フリウリ・ヴェネツィア・ジュリア自治州フリウリ語局 Marco Stolfo 氏

ウディネ大学全学フリウリ語研究センター Piera Rizzolatti 教授ほか

ウディネ大学教育学研究室 Silvana Schiava Fachin 教授

ウディネ大学 社会学 Raimondo Strassoldo 教授

ウディネ県小学校教諭 Anna Toppano 先生

オーストリア銀行 Stefano Zuliani 氏

イタリア鉄道ウディネ駅広報課

ウディネ在住 M 家の皆さん

パドヴァ大学ラディン語講座担当 Laura Vanelli 教授

パドヴァ大学言語教育法担当 Loredana Corrà 教授

パドヴァ大学言語教育センターの皆さん

新聞 "Il Gazzettino" 記者 F 氏

イタリア国営放送 Rai3

ルゼヴェラ民族博物館

パドヴァ大学スラヴ学研究所 Rosanna Benacchio 教授、Hans Steenwijk 教授

ヴェネツィア県 中学校教諭 Petra Galimberti 先生

ヴェネツィア大学 Luigi Zennaro 氏（元キオッジャ市高校教諭）

参考文献

Cuadri comun european di riferiment pes lenghis: aprendiment, insegnament, valutazion, Consorzio Universitario del Friuli, 2004. [CEFR のフリウリ語版]

Berruto, Gaetano (1991): Sociolinguistica dell'italiano contemporaneo, La Nuova Italia Scientifica, Roma, [1987].

Cisilino, William, (a cura di), Friulano lingua viva, La comunita linguistica friulana, Provincia di Udine, 2006.

Lepschy, Laura / Lepschy, Giulio, La lingua italiana, 3a edizione, Bompiani, Milano, 1995.

ヨーロッパの言語スタンダードとイタリア北東部の言語状況について

Pellegrini, Giovan Battista, Tra lingua e dialetto in Italia, in *Saggi di linguistica italiana. Storia, struttura società*, Boringhieri, Torino, 1975, pp.11-54

Stolfo, Marco, Lingue minoritarie e unità europea. La “Carta di Strasburg” del 1981, Francoangeli, Milano, 2005.

富盛伸夫「連載 レト・ロマン語入門 (1) ～ (6)」 「月刊言語」大修館 1980年1月号～6月号
長神悟「言語」河島英昭編『イタリア』読んで旅する世界の歴史と文化シリーズ 新潮社 1993年、
pp. 289-296

藤沢房俊「イタリア語はイタリアの国語になったのか」 『「クオーレ」の時代 — 近代イタリアの
子供と国家』ちくまライブラリー93 筑摩書房 1993年、pp. 133-156

山本真司「イタリア語」東京外国語大学語学研究所編『世界の言語ガイドブック1 ヨーロッパ・ア
メリカ地域』三省堂, 1998年、pp.1-21

山本真司「イタリア語の実態」月刊『言語』1995年3月号 (vol24, no.3)、pp.76-85

山本真司「フリウリ語」朝日アエラムック『外国語学への招待』朝日新聞社 1996年、pp. 98-101